

資料提供
令和7年3月27日
課名:産業廃棄物対策課
はだに
担当:波谷
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社 Ready Lyn に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 14 条の 3 及び法第 14 条の 6 において準用する第 14 条の 3 の規定により、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の全部停止の行政処分を行った。

（処分機関：広島県西部厚生環境事務所広島支所）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	株式会社 Ready Lyn 代表取締役 大島 聡 （広島県山県郡安芸太田町大字津浪 1185 番地）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第 03404198923 号 許可年月日：令和 4 年 12 月 19 日 特別管理産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第 03454198923 号 許可年月日：令和 5 年 7 月 19 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の全部停止 特別管理産業廃棄物収集運搬業の全部停止
処分年月日	令和 7 年 3 月 27 日
停止期間	令和 7 年 3 月 28 日から令和 7 年 6 月 25 日（90 日間）
処分理由	同社は、積替え又は保管を含む産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていないにもかかわらず、運搬の委託を受けた産業廃棄物の積替え又は保管を行った。 また、運搬の委託を受けた産業廃棄物の引渡しを受けるにあたり、法第 12 条の 3 第 1 項の規定による産業廃棄物管理票の交付を受けていなかった。 このことは、法第 14 条の 2 第 1 項及び法第 12 条の 4 第 2 項の規定に違反しており、法第 14 条の 3 第 1 号（産業廃棄物処理業の事業停止）及び法第 14 条の 6 において準用する第 14 条の 3 第 1 号（特別管理産業廃棄物処理業の事業停止）に該当するため。